

議案第116号

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例

川崎市アートセンター条例（平成18年川崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中映像編集室の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

映像編集室を廃止するため、この条例を制定するものである。